

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 1月30日
【会社名】	三菱自動車工業株式会社
【英訳名】	MINITSUBISHI MOTORS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 益子 修
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番 8号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 - 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番 8号
【電話番号】	(0 3) 3 4 5 6 - 1 1 1 1 (大代表)
【事務連絡者氏名】	企画部長 田中 朋典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 26,040,000,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額である。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月7日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年1月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成26年1月30日に臨時報告書の訂正報告書及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書及び当該臨時報告書を参照書類に追加するため、また、記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

4【新規発行による手取金の使途】

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

上記差引手取概算額上限24,837,000,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された国内一般募集の手取概算額155,377,000,000円及び海外募集の手取概算額上限76,877,000,000円と合わせ、手取概算額合計上限257,091,000,000円について、2,100億円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。

<後略>

（訂正後）

上記差引手取概算額上限24,837,000,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された国内一般募集の手取概算額155,377,000,000円及び海外募集の手取概算額76,877,000,000円と合わせ、手取概算額合計上限257,091,000,000円について、2,100億円を上限の目途として平成26年3月末日までに当社優先株式を取得するための資金に充当し、残額が生じた場合には平成28年3月末日までに当社の設備投資資金の一部に充当する予定であります。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

（訂正前）

<前略>

公募による新株式発行の発行株式総数は217,750,000株であり、国内一般募集株数145,450,000株及び海外募集株数72,300,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数64,550,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数7,750,000株）の募集が行われます。

<後略>

（訂正後）

<前略>

公募による新株式発行は、国内一般募集株数145,450,000株及び海外募集株数72,300,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数64,550,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数7,750,000株）で募集が行われましたが、海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式が7,750,000株となったため、海外募集株数は72,300,000株となり、発行株式総数は217,750,000株となりました。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 平成24年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月7日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本6の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 平成24年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 平成25年度第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月27日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年1月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月7日に関東財務局長に提出

（注）の全文削除

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成26年1月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月30日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年12月26日に関東財務局長に提出

9【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成26年1月22日及び平成26年1月30日に関東財務局長に提出